

第28次地方制度調査会「道州の基本的な制度設計について」 に対する考え方(骨子)

道州の位置づけ

- 道州は、「国の地方支分部局」や「国と地方公共団体の性格を併せ持つ中間的団体」ではなく、地方自治体として位置づけるべき。

国と道州の役割分担について

- 地方が自らの選択と責任において施策を実施できるよう地方分権型社会を実現すべき。
- 国の役割を重点化し、地方行政に関することは地方にまかせるべき。
- 多くの権限を道州(広域自治体)に移譲しても、企画立案権限を含めて移譲されなければ、機関委任事務の復活に繋がる恐れがある。
- 従って、道州(広域自治体)が担うべき事務に関して、企画立案から管理執行まで一貫して担うべき。
- この場合においても、国の法令等による関与をできる限り縮小するために、自治立法で定める範囲の拡大等の措置を講じるべき。

道州の区域と移行方法について

- 道州制が導入された場合と現状とをシミュレーション比較するために多くの区域例を示すことは意義があるが、区域案を絞り込むなど、枠組みを先行させた議論を行うべきではない。
- 区域の議論は、人口規模や財政規模、経済指標に限らず、地理的・歴史的・文化的条件等を勘案し、十分に検討することが必要である。
- 国が一方的に決定するのではなく、地域住民及び地方公共団体の意向を反映することを保障する仕組みを検討すべき。

道州と市町村の関係、事務配分について

- 道州(広域自治体)と市町村は、対等・並列の関係であるべき。
- 市町村は住民生活に密接に関わる事務をできる限り総合的に担うべき。
- そのために市町村に積極的に権限を移譲していくべき。
- 道州(広域自治体)は、国から移譲される事務及び都道府県の実施している事務のうち広域的な事務を中心とし、市町村の連絡調整に関する事務、補完事務を担うべき。

道州制の下における税財政制度について

- 道州(広域自治体)が担う役割に相応しい自主性・自立性の高い税財政制度を構築すべき。
- 国から地方への税源移譲により、地方税を中心とした歳入構造を構築すべき。
- 偏在度の低い税を地方税の中心となるよう、国税と地方税含めた税制を整備すべき。
- 道州(広域自治体)間、市町村間の適切な財政調整制度を構築すべき。

道州の議決機関と執行機関等について

- 議決機関と執行機関のあり方は、様々なシミュレーションを行い、比較検討すべき課題であるが、道州の首長を国が任免することは認められない。